

秋田県総合評価落札方式試行要綱

(平成21年7月1日 建管－911)

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県が発注する建設工事に係る総合評価落札方式の試行に関する事務取扱について、法令及び他の要綱・要領等に定めるもののほか必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において総合評価落札方式とは、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の技術的な要素等（以下「技術力等」という。）を総合的に評価し、最も評価の高い入札者を落札者として決定する方式をいう。

(適用対象工事)

第3条 総合評価落札方式は、一般競争入札又は原則として予定価格が4千万円以上の条件付き一般競争入札に付す工事で、施工の確実性又は工事目的物の品質の確保等のため、入札者及び配置予定技術者の技術力等を評価することが望ましい工事について適用する。

2 適用対象工事の選定は、入札審査会（一般競争入札に付す工事にあつては入札審査委員会、条件付き一般競争入札に付す工事にあつては入札参加資格の設定の審議を行う入札審査会等をいう。以下同じ。）が行うものとする。

(落札者決定基準)

第4条 落札者決定基準には、総合評価落札方式の評価方式及び評価項目、評価方法、その他必要な基準を定めるものとする。

2 落札者決定基準は、入札審査会が決定する。この場合において、契約担当者は、あらかじめ、秋田県入札制度適正化推進委員会（以下「適正化委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

(評価方式及び評価項目)

第5条 総合評価落札方式の評価方式は、当該工事の規模や工事内容、技術的な工夫の余地等に応じて評価項目を設定し、次のとおり区分して採用する。

(1) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事について、発注者が求める工事内容の施工の確実性を確保するために、入札者及び配置予定技術者の同種工事の施工実績や工事成績等を技術力等の評価項目（以下、「実績等評価項目」という。）とし、入札価格と総合的に評価する。

(2) 施工計画型

技術的な工夫の余地が小さく、工程や品質の管理、環境の維持や交通の確保等施工上特に配慮すべき事項（以下「配慮事項」という。）を有する工事について、発注者が求める工事内容の施工の確実性を確保するために、実績等評価項目のほか、配慮事項に係る簡易な施工計画を技術力等の評価項目とし、入札価格と総合的に評価する。

(3) 技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事について、総合コストの縮減、工事目的物の耐久性や維持管理の容易性等性能・機能の向上、環境の維持や交通の確保等の社会的要請への対応（以下「要求事項」という。）を達成するために、実績等評価項目のほか、要求事項に係る技術提案を技術力等の評価項目とし、入札価格と総合的に評価する。この場合、必要に応じて（2）の配慮事項に係る簡易な施工計画を技術力等の評価項目として設定し併せて評価できるものとする。

(評価方法)

第6条 総合評価落札方式の評価方法は、価格及び技術力等の評価を点数化し、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 価格の評価点（以下「価格評価点」という。）は、入札価格と予定価格に基づき算定する。
 - (2) 技術力等の評価点（以下「技術評価点」という。）は、前条の各評価方式毎に設定した評価項目について点数を配点し、各評価項目毎に設定した評価基準に基づく得点を加算して算定する。
- 2 価格及び技術等に係る評価は、前項で算定した価格評価点と技術評価点を加算した総合評価点をもって行う。

(入札公告)

第7条 契約担当者は、総合評価落札方式で発注しようとする場合は、入札公告において、一般競争入札又は条件付き一般競争入札に係る事項のほか、次の事項を明示するものとする。

- (1) 総合評価落札方式の適用工事であること
- (2) 総合評価落札方式に係る落札者決定基準
- (3) 提出を求める総合評価に係る資料（以下「技術資料」という。）の内容及び提出日等必要事項
- (4) 落札者の決定方法
- (5) 総合評価の評価内容の履行の確保及び不履行時の措置
- (6) 総合評価落札方式に係る説明会開催の有無
- (7) 技術資料等に係るヒアリングの有無
- (8) 第8条第2項各号に掲げる事項
- (9) その他必要な事項

(技術資料の提出)

第8条 入札者は、条件付き一般競争入札に係る競争入札参加資格確認申請書及び確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）の提出の際に、技術資料を併せて提出するものとする。

2 技術資料は、次により取り扱うものとする。

- (1) 技術資料の作成等に要する費用は、入札者の負担とする。
- (2) 技術資料の提出後における内容の変更は認めないものとする。
- (3) 技術資料の返却は行わないものとする。

- (4) 技術資料のうち、簡易な施工計画及び技術提案の内容については公表しないものとする。

(技術資料の審査)

第9条 技術資料の審査は、技術資料記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合、簡易な施工計画又は技術提案の妥当性について行うものとし、原則として、ヒアリングは実施しない。ただし、契約当事者が必要と認めた場合は入札者に説明を求めることができる。

- 2 契約当事者は、第5条(1)の簡易型の技術資料の審査については、開札後に、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者について行うものとする。ただし、技術評価点は入札者の自己評価点を限度とし、審査後の技術評価点が自己評価点を下回る場合は審査後の評価点とする。
- 3 前項の審査の結果、総合評価点の第1位の者に変動が生じた場合は、変動後の総合評価点の最も高い者について前項の審査を行い、総合評価点の第1位の者が決定するまで同じ作業を繰り返すものとする。
- 4 契約当事者は、第5条(2)の施工計画型及び(3)の技術提案型の技術資料の審査については、入札参加資格の確認と併せて全ての入札者について開札前に行うものとする。

(落札者の決定方法)

第10条 契約当事者は、第5条(1)の簡易型については、前条第2項に基づく審査後の総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。

- 2 前項において、落札候補者が2人以上であるときは、電子入札運用基準第16に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。
- 3 契約当事者は、前項の落札候補者の決定後、当該落札候補者の入札参加資格について予め提出された確認申請書等により確認を行い、課(室)入札審査会(再配当を受けた歳出予算執行の委任に係る工事にあっては地方入札審査会)の審議を経て入札参加資格の有無を決定する。
- 4 第5条(2)の施工計画型及び(3)の技術提案型に係る技術資料の審査及び採否の決定は部(局)入札審査会(再配当を受けた歳出予算執行の委任に係る工事にあっては地方入札審査委員会)が行うものとする。この場合において、契約当事者は、第4条第2項の規定による意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、適正化委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 契約当事者は、第3項で決定された者及び第4項の採否の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、総合評価点が最も高い者について、次のいずれかに該当する場合を除き、当該落札候補者を落札者として決定する。
 - (1) 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

(2) 落札候補者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるとき

- 6 第3項において落札候補者が落札者としての資格を有しないことと決定されたとき又は前項各号のいずれかに該当するときは、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、総合評価点が当該落札候補者の次に高い者（当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者、また、該当する者が2者以上である場合は第2項の方法により決定された最上位者をいう）を落札候補者とし、前項の確認等を行うものとする。
- 7 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

(入札参加資格を有しないことと決定された者への通知等)

- 第11条 前条第3項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定されたときは、契約担当者は、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書（秋田県条件付き一般競争入札実施要綱（平成19年3月29日付け建管-2422）に定める様式第4号）を速やかに通知する。
- 2 前項の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という）を含まない）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができるものとし、契約担当者は公告及び前項の通知においてその旨を教示するものとする。
- 3 前項の期限内に説明請求があったときは、契約担当者は、速やかに入札参加資格の再確認を行い、前条第2項の入札審査会の審議を経て、請求者に対して請求を受理した日の翌日から起算して3日（休日を含まない）以内に書面により回答するものとする。
- 4 前項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有するものとされた場合にあっては、当該回答において第1項の決定を取り消す旨を明らかにするものとする。
- 5 第2項の期限までに説明請求がなかったとき又は第3項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有しないこととされたときは、前条第2項の決定は確定するものとする。

(技術提案等の履行の確保)

- 第12条 落札者が提示した簡易な施工計画や技術提案、実績等評価項目のうち履行義務を伴うもの（以下「技術提案等」という。）については、すべて契約書にその内容を記載し、その履行を確保するものとする。
- 2 技術提案等が不履行の場合には、発注者及び落札者との間で責任の所在を協議し、落札者の責任により履行がなされなかった場合の取扱いとして、再度の履行が可能であると認められるものについては再度の履行の義務及びその内容を、再度の履行が困難又は合理的でないと認められるものについては、工事成績評定点の減点、契約金額の減額、損害賠償、指名差し控えや指名停止等の措置を行う旨を、入札公告文及び契約書において明らかにするものとする。
- 3 技術資料に虚偽の記載があったことが、契約後に判明した場合も前項と同様に措置する。
- 4 技術提案等が不履行の場合及び技術資料に虚偽の記載があった場合の措置については、入札審査会に諮り決定するものとする。

(技術提案の保護等)

第13条 技術提案については、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、発注者は無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはその限りでない。

(苦情の申立)

- 第14条 入札者で落札者とならなかったものは、入札結果の公表を行った日の翌日から起算して10日(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、書面により契約担当者に対して落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができる。
- 2 契約担当者は、前項の説明を求められたときは、当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面により回答するものとする。
- 3 前項の回答を受理した者で回答による説明になお不服があるものは、当該回答を受理した日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により知事に対して再苦情申立を行うことができる。
- 4 知事は、前項の再苦情申立がなされたときは、適正化委員会の審議を経て、書面により回答するものとする。
- 5 本条による苦情及び再苦情に係る処理手続については、「工事における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続きについて」(平成15年1月17日付け建管-2261)の例によるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、総合評価落札方式試行要綱(平成17年1月20日付け建管-2336)は廃止する。

附 則(平成21年 8月31日建管-1284 一部改正)

この要綱は、平成21年 9月1日から施行する。

附 則(平成22年12月22日建管-1757 一部改正)

この要綱は、平成23年 2月1日から施行する。

附 則(平成24年 3月29日建管-2377 一部改正)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月22日技管-453 一部改正)

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和3年4月23日技管-80 一部改正)

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。